

希望者は  
申し込みを

## 弘前駅前北地区都市再生住宅一般入居者募集 (随時募集)

弘前駅前北地区都市再生住宅の入居者を募集します。なお、中堅所得者向けの住宅となります。

▽対象住宅 弘前駅前北地区都市再生住宅(8階建・エレベーターあり)

▽対象戸数 11戸(1LDK = 3戸、2LDK-A = 5戸、2LDK-B = 3戸)

※1LDKは単身者向け、2LDK-A・Bは家族世帯専用です。

▽住宅使用料(家賃) 1LDK = 月額5万800円~5万8,900円、2LDK-A = 月額6万400円~7万1,300円、2LDK-Bは5万9,600円~7万円

※収入により使用料に違いがあります。また、この住宅は中堅所得者(直近1年間の総収入額から各

種所得控除した額の「12分の1」の額が、月額収入15万8,000円を超える48万7,000円以下の者)が対象の住宅となります。

▽申請書交付期間 随時

▽申請期間 随時受け付け

▽決定方法 申請者に入居を希望する部屋を先着順に選択してもらい、空室がなくなり次第、募集を終了します。

■問い合わせ・申込先 区画整理課(駅前町、ヒロ口3階、☎ 34・3233)

外国人観光客への  
おもてなしを

## 外国人観光客受入環境整備事業費補助金

パンフレット・ホームページ・メニュー・案内表示の外国語表記、Wi-Fi利用環境や外国人向け電子決済システムの整備など、外国人観光客の受入環境向上させる取り組みを支援します。

▽募集期間 随時(先着順で、予算に達した時点で受け付け終了)

▽対象者 市内で観光業、宿泊業、飲食業、旅客運送業、レンタカー業などの観光関連事業を営んでいる事業者(市税等の滞納者を除く)

▽対象事業

①市内にある施設の案内表示、誘導表示などの案内表示に係る外国語表記の整備

②市内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページなどの情報発信に係る外国語表記の整備

③市内で使用できるWi-Fi利用環境や外国人向け電子

決済システムの整備

④その他市内における外国人観光客の受入環境の向上に資する取り組み

▽対象経費 消耗品費、印刷製本費、手数料、筆耕翻訳料、委託料、工事請負費、備品購入費、その他市長が必要と認めるもの

※原則として市内業者への発注に限る。

▽補助率・補助限度額 補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額、または10万円のいずれか少ない額

※提出書類などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先 国際広域観光課(☎ 40・7017)

みんなで支え合い  
明るい社会に

## 社会を明るくする運動 ~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

『犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう』『犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう』の2つを行動目標として掲げ、「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環

境を作ること」「犯罪をした高齢者・障がい者などが、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」「非行少年等が学びを継承できる環境を作ること」を重点事項に運動を展開します。この機会に、立ち直ろうとする人を受け入れ、支えるために何ができるか考え、できることから始めてみましょう。

7月は強調月間として、決起大会を行います。皆さんの参加をお待ちしています。

▽とき 7月1日(日)、午前10時30分~正午

▽ところ 市民文化交流館ホール(駅前町、ヒロ口4階)

■問い合わせ先 福祉政策課(☎ 40・7037)

## 新体制で市政を運営 ~副市長、教育長、各委員の紹介~

副市長、教育長、教育委員、監査委員の選任は、5月18日に開催された平成30年第2回市議会臨時会で同意されました。なお、法律の改正により今回から、これまでの教育委員長と教育長を一本化し、教育長となります。また、代表監査委員は21日の監査委員協議会で次のように決まりました。



鎌田 雅人 副市長



吉田 健 教育長

【経歴】昭和58年弘前市に採用。都市整備部区画整理課長、都市環境部都市政策課長兼交通政策推進室長、財務部財務政策課長、農業委員会事務局長を歴任。

【経歴】昭和57年青森県教育委員会に採用。青森県総合社会教育センター学習情報課長、県立弘前中央高等学校教頭(定時制課程)、県教育庁学校教育課副参事、県立木造高等学校、県立弘前中央高等学校を歴任。

### ◆教育委員会委員

教育長	吉田 健
教育長職務代理者	前田 幸子
委員	澤田 美彦
	高木 恵美子
	村谷 要

### ◆監査委員

代表監査委員	菊地 直光
委員	佐々木 宏一 田中 元

いずれの減額制度  
も申告が必要です

## 既存住宅の改修に伴う減額の申告について

③身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人

▽対象工事 廊下の拡幅/階段のこう配の緩和/浴室の改良/便所の改良/手すりの取り付け/床の段差の解消/引き戸への取り替え/床表面の滑り止め化

### 省エネ改修工事をした住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成32年3月31日までに耐震改修工事(工事費50万円超)をした場合、翌年度の固定資産税が、住宅部分120m<sup>2</sup>分までを限度に2分の1減額されます。

また、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物(青森県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられた道路にその敷地が接する建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物)」に該当する場合は、2年度分減額されます。

### バリアフリー改修工事をした住宅

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下の住宅(貸家部分を除く)で、平成32年3月31日までに、バリアフリー改修工事(自己負担工事費50万円超)をした場合、当該住宅に係る翌年度の固定資産税が100m<sup>2</sup>分までを限度に3分の1減額されます。



▽要件 次のいずれかの人が居住している住宅

①65歳以上の人

②要介護認定または要支援認定を受けている人

### ~共通事項~

○申告書添付書類についてはお問い合わせください。

○減額措置を受けるためには、改修後3ヵ月以内に申告が必要ですので、ご注意ください。

○申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課(市役所2階)でも配布しています。

■問い合わせ・申告先 資産税課家屋係(☎ 40・7029)